

# 情報公開請求の審査請求における諸問題

## —請求人の立場から約20件の審査請求の経験を踏まえて—

(Various issues in the review requests for information disclosure requests  
—Based on the experience of about 20 examination requests from the  
standpoint of the petitioner—)

小林展大 (情報問題対策委員会有志)

### 第1 本稿の趣旨

情報公開請求に対する決定にかかる審査請求手続においては、対象文書の特定、不開示事由該当性判断、理由提示及び口頭意見陳述の実施並びに諮問、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議、答申及び裁決に至る経過に要する期間等、いくつもの問題点が分析、検討されている。

筆者は、マイナンバー違憲訴訟神奈川訴訟の訴訟代理人であったところ、同訴訟の係属中に個人番号をその内容に含む個人情報情報が漏洩する事故が発生したことから、事実確認のため、事故が発生した地方公共団体及び行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条の行政機関のことをいう。以下同じ）等に対して、情報公開請求を行った。

それらの情報公開請求に対する決定については、いずれも審査請求をして対象文書の追加特定、不開示処分の取消しを求めたが、対象文書の追加特定の仕方、不開示事由該当性の判断、口頭意見陳述の実施及びその内容については、地方公共団体及び行政機関等によって違いがあった。

本稿は、神奈川県弁護士会情報問題対策委員会（以下「当委員会」という。）に所属する筆者が、違いのみられた情報公開請求の審査請求手続における対象文書の追加特定、不開示事由該当性判断、口頭意見陳

述の実施及びその内容並びに諮問、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議、答申及び裁決に至る経過に要する期間について特徴的な事例を報告し、当委員会において検討した結果をまとめたものである。

「開示」、「公開」等の表記は、各地方公共団体の情報公開条例及び情報公開法に基づいて記載したものであり、必ずしも統一的な記載になっていない。さらに、地方公共団体及び行政機関等についての報告や本稿における検討は、当委員会で検討を踏まえた上での筆者個人の見解である。

以下、本稿では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律を「情報公開法」、行政不服審査法を「行審法」、地方公共団体及び行政機関における担当部署等を「実施機関」若しくは「処分庁」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を「番号法」、個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」、総務省情報公開・個人情報保護審査会、地方公共団体の情報公開審査会及び行政不服審査会を「審査会」、行審法第31条第1項に基づく口頭意見陳述を「審査庁意見陳述」、審査会における口頭意見陳述を「審査会意見陳述」と表記する。

### 第2 情報公開請求の内容及び流れ

1 番号法第10条第1項に違反して、委託

元の許諾を得ずに特定個人情報を扱う業務を再委託して特定個人情報が大量漏洩した事案

(1) 情報公開請求の経過

2019年3月頃に、複数の地方公共団体及び行政機関において、番号法第10条第1項に違反して、委託元の許諾を得ずに特定個人情報を扱う業務を再委託して特定個人情報が大量漏洩するという事故が発生し、これは、上記訴訟の主張立証において極めて重要であると考えられたことから、筆者は、「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過が分かるもの一切」という文言で事故が発生した地方公共団体及び行政機関に対して情報公開請求をした。

情報公開請求をしたのは、東京都江戸川区、同墨田区、同豊島区、川崎市、さいたま市、埼玉県幸手市、同本庄市、同東松山市、同深谷市、同和光市、熊本市、大阪国税局、東京国税局及び国税庁である。なお、東京都台東区及び埼玉県羽生市は、情報公開請求の請求権者が当該地方公共団体内に在住、在勤及び通勤等している者に限定されていたことから、情報公開請求ではなく情報任意提供等の手続（以下「提供」という。）によった。

(2) 情報公開請求及び審査請求の流れ

ア 地方公共団体

(ア) 東京都特別区

i 台東区

2019年3月18日 情報提供申出

2019年4月1日 回答

ii 江戸川区

2019年3月18日 情報公開請求

2019年3月29日 行政文書一部開示決定

2019年6月17日 審査請求

2019年11月22日 実施機関による対象文書追加特定、一部開示決定

2020年3月4日 審査会へ諮問

2021年3月19日 答申

2021年8月16日 裁決

iii 墨田区

2019年3月20日 情報公開請求

2019年3月29日 部分公開決定

2019年6月17日 審査請求

2019年11月14日 実施機関による対象文書追加特定

2019年12月25日 審査会へ諮問

2020年11月26日 審査会口頭意見陳述

2021年6月30日 答申

2021年8月2日 裁決

2021年8月13日 追加特定分一部公開決定・非公開決定

2021年8月23日 審査請求

2021年10月11日 全部公開決定

2021年10月19日 裁決

iv 豊島区

2019年3月20日 情報公開請求

2019年3月29日 公開決定・部分公開決定

2019年6月17日 審査請求

2019年7月11日 実施機関による対象文書追加特定、公開決定・部分公開決定・非公開決定

2019年12月3日 審理員意見書提出

2020年1月22日 審査会へ諮問

2020年10月23日 2019年7月11日の公開決定・部分公開決定・非公開決定取消、改めて公開決定・部分公開決定・非公開決定

2021年1月21日 答申

2021年4月1日 裁決

2021年5月7日 裁決後部分公開決定

2021年1月4日 2020年10月23日付部分公開決定・非公

	開決定に対して審査請求	2019年11月14日	審査請求
		2020年2月20日	審査会へ諮問
2021年7月1日	審査庁口頭意見陳述	2020年4月9日	2つの審査請求を併合審理
2022年3月31日	審理員意見書提出	2021年3月18日	審査会口頭意見陳述
2022年9月20日	審査会へ諮問	2021年12月24日	答申
2022年12月21日	審査会口頭意見陳述	2022年2月4日	裁決
2023年3月1日	答申	ii 幸手市	
2023年6月29日	裁決	2019年3月19日	情報公開請求
(イ) 川崎市		2019年4月2日	部分公開決定
2019年3月14日	情報公開請求	2019年6月17日	審査請求
2019年3月28日	部分開示決定	2019年7月31日	実施機関による対象文書追加特定、部分公開決定
2019年6月17日	審査請求	2020年6月4日	審査会へ諮問
2019年9月6日	実施機関による対象文書追加特定、部分開示決定	2020年9月24日	答申
2020年3月12日	審査庁口頭意見陳述	2020年10月20日	裁決
2020年4月13日	審査会へ諮問	iii 本庄市	
2020年12月14日	審査会口頭意見陳述	2019年3月19日	情報公開請求
2021年4月20日	答申	2019年4月3日	部分公開決定
2021年5月30日	裁決	2019年6月17日	審査請求
2021年6月16日	追加特定分一部開示決定	2019年9月5日	実施機関による対象文書追加特定、部分公開決定
2021年8月3日	審査請求	2020年10月19日	審査庁口頭意見陳述
2022年2月10日	審査庁口頭意見陳述	2020年12月3日	審査会へ諮問
2022年3月8日	審査会へ諮問	2021年3月8日	答申
2022年10月21日	審査会口頭意見陳述	2021年3月25日	裁決
2023年3月1日	答申	iv 東松山市	
2023年3月15日	裁決	2019年3月20日	情報公開請求
(ウ) 埼玉県内		2019年4月2日	開示決定・部分開示決定
i さいたま市		2019年6月17日	審査請求
2019年3月18日	情報公開請求	2020年1月23日	実施機関による対象文書追加特定、開示決定・部分開示決定・不開示決定
2019年3月29日	一部開示決定	2020年3月19日	審査会へ諮問
2019年6月17日	審査請求	2020年7月20日	答申
2019年8月19日	実施機関による対象文書追加特定、一部開示決定	2020年7月27日	裁決

v 羽生市	2019年3月18日	情報任意的公開申出	2019年3月20日	情報公開請求
	2019年4月1日	回答	2019年4月18日	開示決定等の期限の特例規定適用（通知）
vi 深谷市	2019年3月20日	情報公開請求	2019年5月17日	一部開示決定
	2019年4月1日	一部公開決定	2019年8月30日	一部開示決定
	2019年6月17日	審査請求	2019年11月26日	審査請求
	2019年8月23日	実施機関による対象文書追加特定	2020年2月25日	審査会へ諮問
	2021年7月26日	審査会へ諮問	2020年2月25日	一部開示決定
	2021年9月30日	審査会口頭意見陳述	2022年4月28日	答申
	2021年11月18日	答申	2022年6月16日	裁決
	2021年12月20日	裁決	ii 東京国税局	
vii 和光市	2019年3月18日	情報公開請求	2019年3月20日	情報公開請求
	2019年3月27日	開示決定等延長通知	2019年4月17日	開示決定等の期限の特例規定適用（通知）
	2019年4月22日	一部開示決定	2019年5月16日	一部開示決定
	2019年6月17日	審査請求	2019年6月17日	一部開示決定
	2019年7月2日	実施機関による対象文書追加特定、一部開示決定	2019年9月4日	一部開示決定
	2019年9月19日	審査会へ諮問	2019年12月11日	一部開示決定
	2019年10月28日	実施機関による対象文書追加特定、一部開示決定	2020年3月2日	審査請求
	2020年6月22日	答申	2020年5月25日	一部開示決定
	2020年7月20日	裁決	2020年5月29日	審査会へ諮問
(エ) 熊本市	2019年9月5日	情報公開請求	2022年8月4日	答申
	2019年9月25日	文書等開示等決定期限延長通知	2022年9月14日	裁決
	2019年10月16日	開示決定・部分開示決定・不開示決定	iii 国税庁	
	2020年1月4日	審査請求	2019年5月31日	情報公開請求
	2022年8月29日	審査会へ諮問	2019年7月1日	開示決定等の期限の特例規定適用（通知）
	2025年3月7日	答申	2019年8月2日	一部開示決定
	2025年6月2日	裁決	2019年9月30日	一部開示決定
(オ) 行政機関			2019年12月16日	審査請求
i 大阪国税局			2020年3月11日	一部開示決定
			2020年3月13日	審査会へ諮問
			2022年8月4日	答申
			2022年9月14日	裁決
			2	なりすましにより個人番号カードを詐取した事案及びなりすましにより特別定額給付金オンライン申請をした事案
			(1)	情報公開請求の経過
				また、番号制度開始以降、なりすまし

により個人番号カードを詐取した事案、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下、国民に対して10万円を給付する特別定額給付金を他人になりすましてオンライン申請して詐取した事案も発生した。

これら事案についても、上記訴訟の主張立証において極めて重要であると考えられたことから、筆者は、「2016年に埼玉県熊谷市の夫婦が親族名義の個人番号カード申請書を不正入手して、同親族になりすまして個人番号カードを詐取した事件の経過がわかるもの一切」、「2016年8月中旬頃から10月上旬頃にかけて、東京都江戸川区の男性が、死亡した男性になりすまして個人番号カードの交付申請書を偽造し、江戸川区役所で個人番号カードの交付を受けた事件の経過がわかるもの一切」及び「2020年に名古屋市の男性が、石川県能登町在住の男性になりすまして特別定額給付金のオンライン申請をして、石川県能登町から特別定額給付金をだまし取った事件の経過がわかるもの一切」という文言で対象の地方公共団体に対して情報公開請求をした。

情報公開請求をしたのは、埼玉県熊谷市、東京都江戸川区、石川県能登町である。

## (2) 情報公開請求及び審査請求の流れ

### ア 埼玉県熊谷市

2021年6月29日 情報公開請求  
2021年7月9日 行政情報公開決定等延長通知  
2021年8月6日 部分公開決定  
2021年9月21日 審査請求  
2021年11月8日 審査会へ諮問  
2021年12月17日 審査庁口頭意見陳述  
2021年12月17日 審査会口頭意見陳述  
2022年2月16日 答申

2022年3月18日 裁決  
イ 東京都江戸川区  
2021年8月30日 情報公開請求  
2021年9月14日 行政文書開示決定期間延長通知  
2021年10月29日 行政文書一部開示決定  
2021年12月29日 審査請求  
2022年3月31日 審査会へ諮問  
2023年7月3日 審査庁口頭意見陳述  
2023年11月16日 審査会口頭意見陳述  
2024年3月14日 答申  
2024年9月6日 裁決  
ウ 石川県鳳珠郡能登町  
2021年11月18日 情報公開請求(同年12月6日付で補正)  
2021年12月9日 公文書一部公開決定  
2021年12月14日 審査請求  
2021年12月24日 公文書一部公開決定  
2022年3月4日 審理員意見書提出、審査会へ諮問  
2022年5月11日 答申  
2022年5月24日 裁決

## 3 地方公共団体内部から職員が特定個人情報情報を外部に送信して特定個人情報大量漏洩した事案

### (1) 情報公開請求の経過

他にも、番号制度開始以降、地方公共団体内部において職員が住民基本台帳等から出力された特定個人情報情報を不正に取得し、外部へ送信する等して特定個人情報漏洩した事案も発生した。

この事案についても、上記訴訟の主張立証において極めて重要であると考えられたことから、筆者は、「釜石市の40歳代総務企画部の係長の職員、40歳代建設部主査の職員が、住民基本台帳に記載

された個人情報並びに特定個人情報が記載されたエクセルデータなどを漏洩し、並びに違法に取得した等の非違行為の経過がわかるもの一切」という文言で対象の地方公共団体に対して情報公開請求をした。

情報公開請求をしたのは、岩手県釜石市である。

(2) 情報公開請求及び審査請求の流れ

2022年6月28日 情報公開請求  
2022年7月12日 行政文書部分開示決定  
2022年7月19日 審査請求  
2022年11月12日 情報公開請求  
2022年11月28日 行政文書部分開示決定  
2023年1月12日 審査請求  
2023年5月9日 審査庁口頭意見陳述  
2023年5月22日 審査会へ諮問  
2023年9月12日 答申  
2023年10月5日 裁決

4 特別徴収通知誤配達により特定個人情報が大量漏洩した事案

(1) 情報公開請求の経過

総務省は、総務省自治税務局による行政通達2016年10月2日付総税企第95号ほか「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」及び2015年10月29日付市町村税課発事務連絡「地方税法施行規則の一部改正等について」により、区市町村から各事業所に送付する「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を記載するよう指示していた。しかし、その後、同決定・変更通知書の誤配達により特定個人情報が大量に漏洩し、平成30年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知につき、事業者における書面での管理負担が大きい等の経済界からの要請を踏まえて、書面により送付す

る場合に当面、個人番号を記載しないこととした。

この事案についても、上記訴訟の主張立証において極めて重要であると考えられたことから、筆者は、「平成30年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知につき、事業者における書面での管理負担が大きい等の経済界からの要請を踏まえて、書面により送付する場合に、当面、個人番号を記載しないこととした経過がわかるもの一切」という文言で対象の行政機関に対して情報公開請求をした。

情報公開請求をしたのは、総務省である。

(2) 情報公開請求及び審査請求の流れ

2020年9月16日 情報公開請求  
2020年10月19日 一部開示決定  
2020年12月10日 審査請求  
2021年3月11日 審査会へ諮問  
2021年12月9日 答申  
2022年2月3日 裁決

5 2019年1月16日会合の記録

(1) 情報公開請求の経過

東京都台東区から提供された資料には、上記「第2」「1」の事案が発生した地方公共団体の一部、国税庁及び個人情報保護委員会が総務省の音頭のもと情報共有をした会合が開かれていたことが判明した。

これについても、上記訴訟の主張立証において極めて重要であると考えられたことから、筆者は、「別紙記載の平成31年1月16日の会合、平成31年4月15日の会合、同年6月25日の会合に関する文書」という文言で対象の行政機関に対して情報公開請求をした。

情報公開請求をしたのは、総務省である。

(2) 情報公開請求及び審査請求の流れ

2020年9月16日 情報公開請求  
2020年10月19日 一部開示決定

2020年12月10日 審査請求  
2021年3月11日 審査会へ諮問  
2021年12月9日 答申  
2022年2月3日 裁決

### 第3 審査請求から諮問までの期間、調査審議の期間及び答申から裁決までの期間等に関する問題点並びに2014(平成26)年行審法改正との関係

#### 1 審査請求から諮問までの期間

1999(平成11)年制定の情報公開法施行後、行政機関の長が審査会に諮問するまでに長期間を要する例が多発し、これが問題視されることとなっており、総務省によって2004年4月から1年間にわたり開催された「情報公開法の制度運営に関する検討会」による報告書では、諮問の際に必要な標準的な書類と内容について周知・徹底すること等の措置を講ずることによって、不服申立てを受けた行政機関等により可能な限り速やかに諮問が行われる必要がある旨の勧告がなされ、審査会への諮問については、特段の事情のない限り、不服申立てを受けてから90日以内に行うこととされて状況の改善が試みられていた<sup>i</sup>。

実際に、国の審査会が出す答申においては、諮問の遅れに関する付言は非常に多く<sup>ii</sup>、個別事情によるところはあっても、概ね不服申立てから諮問までに1年以上を過ぎている場合には付言がされ<sup>iii</sup>、活動概況及び答申選においても諮問までに約10年8か月を要した事例が紹介される<sup>iv</sup>等しているのであって、諮問遅延については放置するとさらなる悪化を招くと言わざるを得ない。

今回取り上げた地方公共団体及び行政機関における審査請求手続の中で、審査請求から審査会への諮問までに1年以上の期間を要しているのは、東京都豊島区の2020年10月23日付部分公開決定、非公開決定に

対する審査請求、埼玉県本庄市に対する審査請求、熊本市に対する審査請求及び埼玉県深谷市に対する審査請求である。

これらのうち、東京都豊島区の2020年10月23日付部分公開決定、非公開決定に対する審査請求、埼玉県本庄市に対する審査請求及び熊本市に対する審査請求については、審査請求人との間で主張、反論のやり取りをしてから審査会に諮問しており、その主張、反論のやり取りに時間を要したこと、東京都豊島区の2020年10月23日付部分公開決定、非公開決定に対する審査請求及び埼玉県本庄市に対する審査請求については日程調整をした上で審査庁意見陳述を行ったことも踏まえると、審査会への諮問までに1年以上の期間を要したことはやむを得ないものと考ええる。

しかし、埼玉県深谷市に対する審査請求については、審査請求人との間で主張、反論をしてから審査会に諮問したわけではなく、審査庁意見陳述も行っていない。そして、審査請求から約2年後に筆者が審査請求手続の進展を問合せると、担当者から、「求められた情報を全て公開していると認識しているので、手続を進めていませんでした、すいません。」との返答があり、深谷市情報公開審査会答申<sup>v</sup>においても、「本件審査請求は、令和元年6月17日になされている。請求を受理した実施機関は、審査請求の手続を進めることなく、令和元年8月23日付けで再度情報公開の決定を行っている。そして、当審査会へ諮問されたのが令和3年7月26日であった。審査請求から約2年間、審査請求の手続きが止まってしまっている。これでは迅速な救済を図るといふ審査請求の制度を否定することにもなってしまう。実施機関においては、制度の趣旨を再確認し、適正に不服申立てに係る事務を進めていくことを強く要望する。」との付言がなされている。

このように、埼玉県深谷市における審査請求手続の諮問遅延は、非常に問題であり、

審査会の付言を踏まえた改善が求められる。

## 2 調査審議の期間

今回取り上げた地方公共団体及び行政機関における審査請求手続の中で、審査会が諮問を受理して答申をするまでの調査審議の期間については、短いもので約3、4か月の期間を要し、約1年から2年弱の調査審議の期間を要するものが多い。ただし、長いものでは2年以上の調査審議の期間を要したものもある。

おそらく対象文書の分量、対象文書の追加特定のほかに不開示処分の取消しを求めたか否か、取消しを求めた不開示処分の分量、審査会意見陳述の実施の有無、他の諮問案件の分量等が調査審議に要する期間に影響を与えているものと考えられる。

また、理由は不明であるが、熊本市は審査会への諮問から審査会の調査審議開始までに約2年の時間を要している。理由によってはやむを得ないとも考えられるが、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るという行審法の目的からすれば、改善が必要である。なお、報道によれば、横浜市は諮問案件の件数が非常に多く、審査会への諮問から調査審議開始まで約2年の時間を要しているとのことである。

基本的に、筆者が行っている審査請求は、書面とともに多くの証拠を提出しており、行政不服審査の民事訴訟化ともいうべき状態になっているところがある上、審査会意見陳述も申し立てるようにしている。そのため、審査会の調査審議に一定の時間を要するのは、やむを得ないところがあると考えているが、一般的にいえば1年以上の調査審議の期間を要していることは、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るという審査会制度の目的を踏まえると問題であろう。

## 3 答申から裁決までの期間

行審法第44条は、答申を受けたときは遅滞なく裁決をしなければならないと定

めており、平成17年8月3日付「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（情報公開に関する連絡会議申合せ）<sup>vi</sup>においても、行政機関は、審査会から答申を受けた場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに裁決・決定する、原処分を妥当とする答申などにあつては、答申を受けてから裁決・決定するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも60日を超えないようにすることとするものとされている。なお、特段の事情としては、例えば、①不服申立てに係る事案の処理が特定の課室に著しく集中している場合、②不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙な場合、③対象文書が相当程度に大量であり、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき、個別具体的に当てはめを行う必要がある場合、④答申後に、申出人から審査庁に対し行審法に定める口頭意見陳述の機会を求める申立てがあり、そのための手続等に時間を要する場合等が想定されている。

今回取り上げた地方公共団体及び行政機関における審査請求手続の中で、答申から裁決までの期間は、約1か月前後以内のものが多く、そのほかに数か月から6か月弱のものもあった。

上記原処分を妥当とする答申などにあつては、答申を受けてから裁決・決定するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも60日を超えないようにするとの指摘を踏まえると、基本的には今回取り上げた地方公共団体及び行政機関における審査請求手続の中では答申から裁決までの期間は、約1か月前後以内のものが多かったので、可能な限り速やかに裁決しようとしている傾向にあるとは考えられる。しかし、答申から裁決までに60日を超えているものも見受けられ

るので、より速やかに裁決するようにすべき地方公共団体及び行政機関もあると考えられる。

なお、今回取り上げた地方公共団体及び行政機関における審査請求手続の中で、答申と異なる内容の裁決をしたものはなかった。

#### 4 2014（平成 26）年の行審法改正による審理員審理の適用除外

2014（平成 26）年に行審法関連三法が改正され、2016（平成 28）年 4 月 1 日より施行となり、新たな行審法施行後は、異議申立てが審査請求に一本化され、審理員による審査請求の審理と行政不服審査会等の第三者諮問機関による審理がなされることとなった。

そして、2014（平成 26）年の行審法改正の過程において、情報公開等審査会を行政不服審査会に一本化することが検討されたが、情報開示及び個人情報保護の分野につき特別な審査手続規定を改正行審法に組み込まざるを得なくなること、行政不服審査会内に特別の担当部会を設けることが必要となること等から、情報公開等審査会を行政不服審査会に一本化することは見送られた<sup>vii</sup>。

また、行審法改正に伴い情報公開法制も一部改正がなされているが、それは字句の改正以外では、従前の諮問答申手続を変更しないため改正行審法の一部条文の適用除外とそれにより必要となった引用条文及び読み替え規定の整備である。すなわち、審理員による審理は行わず、不適法却下または審査請求をそのとおりに認容する場合（ただし、第三者からの反対意見書が提出されている場合を除く）を除いては、従前と同様に情報公開等審査会、会計検査院情報公開等審査会等に諮問を行い、これら諮問機関が実質的な調査審議を行って答申を行い、その答申に基づいて審査請求に対する裁決がなされる仕組みが維持されている<sup>viii</sup>。

実際に、多くの地方公共団体では、情報公開条例等において審査請求の審理に関しては審理員審理の適用除外の規定を設けており、従前と同様に情報公開等審査会に諮問を行い、これら諮問機関が実質的な調査審議を行って答申を行い、その答申に基づいて審査請求に対する裁決がなされる仕組みを維持している。

#### 5 具体的な問題点

以上を踏まえて、以下では、情報公開請求及び審査請求における具体的な問題点として、同一の不開示部分について不開示事由該当性判断が審査会によって分かれたもの、対象文書の追加特定のあり方及び口頭意見陳述について検討する。

## 第 4 不開示事由該当性判断

### 1 同一の不開示部分について、不開示処分の妥当性の判断が審査会によって分かれたもの

筆者は、番号法第 10 条第 1 項に違反して、委託元の許諾を得ずに特定個人情報を扱う業務を再委託して特定個人情報が大量漏洩した事案についての経過が分かるもの一切を情報公開請求して審査請求も行ったところ、地方公共団体、国の行政機関の審査会によって、同一の不開示部分について、不開示処分の妥当性の判断が分かれたものがあった。

今回は、同一の不開示部分について、不開示処分の妥当性の判断が審査会によって分かれたものとして、再委託先の名称及び所在地並びに 2019 年 1 月 16 日会合の記録を取り上げる。

### 2 再委託先の名称及び所在地

#### (1) 番号法第 10 条第 1 項の規定、再委託先の名称及び所在地

番号法第 10 条第 1 項は、「個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号

利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。」と規定している。

地方公共団体及び国の行政機関においては、特定個人情報を扱う業務があるが、上記規定に反して同業務の受託者（委託先）が、委託元である地方公共団体及び国の行政機関の許諾を得ずに、同業務を再委託した再委託先の名称及び所在地が情報公開条例及び情報公開法の不開示事由に該当するかが争点となり、審査会によって不開示処分の妥当性判断が分かれた。

(2) 再委託先の名称及び所在地

ア 原処分において不開示とした地方公共団体、行政機関

原処分において、再委託先の名称及び所在地につき、豊島区、江戸川区、墨田区、川崎市、大阪国税局、東京国税局及び国税庁は、法人の正当な利益を害するおそれがある（再委託先の社会的評価が低下し、社会的活動の自由が損なわれる等も含む）として不開示とした。

また、さいたま市は、不当に市民に混乱を生じさせるおそれがあるとして不開示とした。

なお、台東区は、事業活動情報のため提供不可とした。

イ 原処分において不開示としなかった地方公共団体、行政機関

原処分において、再委託先の名称及び所在地につき、埼玉県幸手市、本庄市、東松山市、羽生市及び深谷市は、不開示としなかった。

ウ 審査会の答申において不開示事由該当と判断した地方公共団体、行政機関

(ア) 江戸川区

上記のとおり、江戸川区は、原処分において、再委託先の名称及び所在地を不開示としており、筆

者は審査請求で再委託先の名称及び所在地の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、江戸川区審査会は、要旨、次のとおり、法人の権利、地位又は正当な利益が具体的に侵害されるおそれがあると判断して不開示処分を妥当とした。

「開示文書において再委託先の業務手順、対応能力、セキュリティ対策等が開示されており、再委託先の名称及び所在地を公にすると、上記内部管理情報が同業他社等に知られ、今後の営業活動に支障を生じる蓋然性が高いと認められる、再委託先は個人情報保護委員会から法令違反との評価を受けておらず指導の対象にもなっていない、再委託先に法令違反があったと誤認させ、名誉、社会的評価等が損なわれる蓋然性が高いと認められる、違法な再委託をした事実が知られることになっても受忍すべきとまでは評価できない、当該不開示事由該当性判断にあたって裏付けとなる具体的・客観的な証拠及び資料まで必要であると解することはできない。」<sup>ix</sup>

(イ) 川崎市

上記のとおり、川崎市は、原処分において、再委託先の名称及び所在地を不開示としており、筆者は審査請求で再委託先の名称及び所在地の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、川崎市審査会は、要旨、次のとおり、法人の権利、地位又は正当な利益が具体的に侵害されるおそれがあると判断して不開示処分を妥当とした。

「再委託先の名称及び所在地は、委託先にとって営業活動における取引先に関する情報であり、営業

活動上の秘密に関する情報である、再委託の経緯における再委託先の認識や委託先との間のやり取りの詳細が明らかではなく、再委託先が再委託の許諾の確認を怠ったとまでは認め難いから、その社会的評価等が低下するといった不利益を受忍すべきとはいえない。」<sup>x</sup>

(ウ) 大阪国税局、東京国税局及び国税庁

上記のとおり、大阪国税局、東京国税局及び国税庁は、原処分において、再委託先の名称及び所在地を不開示としており、筆者は審査請求で再委託先の名称及び所在地の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、総務省審査会は、要旨、次のとおり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されるおそれがあると判断して不開示処分を妥当とした。

「当該部分を公にすることにより、本件無断再委託が行われた委託先の社会的信用を低下させ、当該法人が同業他社との競争関係において不利益を被る等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。」<sup>xi</sup>

エ 審理員意見書、審査会の答申において不開示処分を取り消すべきとした地方公共団体

(ア) 豊島区

上記のとおり、豊島区は、原処分において、再委託先の名称及び所在地を不開示としており、筆者は審査請求で再委託先の名称及び所在地の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、豊島区審理員及び豊島区審査会は、要旨、次のとおり、法人の権利、地位又は

正当な利益が具体的に侵害されるとまではいえないとして不開示処分を取消すべきと判断した。

i 審理員意見書

「処分庁が主張する事由はいずれも「おそれ」に止まる、処分庁が他に公開した文書中に再委託先が契約及び法令違反をしたことをうかがわせる記載がない、処分庁から当該主張を裏付ける具体的・客観的な資料等の提出がない、仮に再委託先の名称・所在地が公開されても当該再委託先は契約及び法令違反がなかったことを自ら公表して第三者に契約及び法令違反をしたと誤認される事態を防ぐことは可能である。」<sup>xii</sup>

ii 審査会答申

「処分庁が主張する事由はいずれも「おそれ」に止まる、処分庁が他に公開した文書中に再委託先が契約及び法令違反をしたことをうかがわせる記載がない、処分庁から当該主張を裏付ける具体的・客観的な資料等の提出がない、仮に再委託先の名称・所在地が公開されても当該再委託先は契約及び法令違反がなかったことを自ら公表して第三者に契約及び法令違反をしたと誤認される事態を防ぐことは可能である。」

「審査会から再委託先に対して意見照会書を送付して再委託先名称等の公開に対する反対意見の有無及び再委託先名称等が公にされることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると考えられる事情等について確認したところ、再委託先より回答がなかった。」<sup>xiii</sup>

(イ) 墨田区

上記のとおり、墨田区は、原処

分において、再委託先の名称及び所在地を不開示としており、筆者は審査請求で再委託先の名称及び所在地の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、墨田区審査会は、要旨、次のとおり、法人の権利、地位又は正当な利益が具体的に侵害されるとまではいえないとして不開示処分を取消すべきと判断した。

「データ入力を請け負う事業者にあつて通常行われるべき手順や方法といった情報であり、特別再委託先における固有のノウハウとまではいい難く、通常の営業活動において秘匿されるべき事項とも考えにくい、再委託先にとって営業戦略上公開を望まない情報が含まれていたとしても、個人情報を含め秘匿性の高い情報を扱い、これを適正に管理すべき事業を営む者にあつては、事業者としての信頼性確保の観点から、情報漏えいの有無やその対策に係る調査に関し、本件で公開された範ちゅうの企業情報を積極的に公開すべき立場にあると考えられる。」<sup>xiv</sup>

### (3) 検討

上記各答申及び審理員意見書からすると、処分庁主張の事由に関する「おそれ」の程度の判断につき具体的な検討をしているか否か、他に公開した文書も含めた記載につきどのような評価をするかについてまで踏み込んで検討しているか否か、再委託先が契約及び法令違反をしたとうかがわれる事情の有無、再委託先の名誉、社会的評価等が損なわれる等の不利益を受忍すべきか否か、不開示事由該当性判断にあつての裏付けとなる具体的・客観的な証拠及び資料が必要か否か等といった点によって、再委託先の名称及び所在の不開示処分の妥当

性判断が分かれているものと考えられる。

墨田区審査会答申、豊島区審理員意見書及び豊島区審査会答申においては、処分庁主張の事由に関する「おそれ」の程度の判断につき具体的な検討をしており、他に公開した文書も含めて記載内容についての具体的な検討をして、結論を導いている。

その一方で、東京都江戸川区、川崎市、総務省の審査会は、具体的な検討に踏み込まずに形式的に判断して結論を導いている。

そのために、再委託先の名称及び所在地の不開示事由該当性判断が分かれたものと考えられる。

なお、総務省の審査会は、上記のとおり、当該部分を公にすることにより、本件無断再委託が行われた委託先の社会的信用を低下させ、当該法人が同業他社との競争関係において不利益を被る等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるとの理由しか答申に記載していない。これでは情報公開法上の不開示事由の文言をそのまま不開示理由として記載したに過ぎず、なぜ不開示処分が妥当であったのか審査請求人としては理解に苦しみ、審査請求人の納得が得られるものではないので、もう少し不開示処分が妥当であるとする理由を記載するよう努力する姿勢を示すべきであると考えられる。<sup>xv</sup>

## 3 2019年1月16日会合の記録（以下「会合記録」という。）

### (1) 会合記録の意義

会合記録とは、番号法第10条第1項に違反して、委託元の許諾を得ずに特定個人情報を扱う業務を再委託して特定個人情報が大量漏洩した事故が発生した地方公共団体の一部（さいたま市、台東区、墨田区、豊島区、江戸川区、川崎

市)、国税庁、総務省、個人情報保護委員会が、2019年1月16日に会合を開催し、現状報告、自由討議、納税義務者への対応、再発防止策等について議論した記録である。

この会合については、東京都台東区から提供された資料に、2019年1月16日の14時から16時10分の時間帯で、「被害者団体である国税庁、川崎市、さいたま市、墨田区、豊島区、江戸川区、台東区にて、これまでのS社への対応と今後の取り組み等を総務省の音頭のもと情報共有した。個人情報保護委員会も出席。」との記載があったことから、同会合が開かれていたことが判明したものである。

しかし、多くの地方公共団体及び行政機関は、同会合がなかったかのような対応をしており、実際に東京都豊島区は、当初は会合記録につき文書不存在による非公開決定をしたものの、その後、会合記録があったとして同非公開決定を取消し、部分公開決定をしたという経過があった。

ほかにも、東京都墨田区は筆者の審査請求及び審査会答申により同会合の記録を対象文書として追加特定したものの標題以外は当初不開示として、総務省も筆者の情報公開請求に対して標題以外は不開示とする等、会合記録の内容を明らかにしようとしなかった。

(2) 会合記録の不開示処分についての判断  
ア 原処分において不開示とした自治体、行政機関

(ア) 豊島区

原処分において、会合記録につき、豊島区は、公にすることにより、行政間の自由な意見交換及び情報交換が著しく妨げられる情報であるとして不開示とした。

(イ) 墨田区

墨田区は、審査請求の結果、裁

決で会合記録を対象文書として追加特定したが、会合記録につき、実施機関、国及び他の地方公共団体の相互間における協議に関する情報であって、未確定な情報に基づく発言内容であり、公にすることで、参加団体が個々の発言に対して追及されることを懸念し、将来の同種の打合せ等において率直な意見の交換が十分にされなくなり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、不開示とした。

しかし、筆者が会合記録の不開示処分の取消しを求めて再度審査請求すると、墨田区は審査請求書の主張等を踏まえて再度検討した結果、非公開情報に該当しないとの判断に改めて、開示決定をした。

(ウ) 総務省

原処分において、会合記録につき、総務省は、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとして不開示とした。

イ 審理員意見書、審査会の答申において不開示処分を取り消すべきとした地方公共団体（豊島区）

上記のとおり、豊島区は、原処分において、会合記録を不開示としており、筆者は審査請求で会合記録の不開示処

分の取消しを求めた。それに対して、豊島区審理員及び豊島区審査会は、要旨、次のとおり、公にすることによって、区民に無用の誤解を与えたり、無用の混乱を招いたりする可能性は低く、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が著しく妨げられるとまではいえないとして不開示処分を取消すべきと判断した。

「会合記録は、必ずしも各人の発言は逐語で掲載されたものではなく、適宜要約して記載されていると思われること、会合記録を対外的に公開することを禁止したり、制限したりすることを示す発言や注記は認められないことがうかがえる、会合記録の作成者は総務省であり、会合記録は、総務省担当者から豊島区担当者宛に届いたメールに添付されていたデータであって当該データを処分庁において修正・加筆したことはない（口頭意見陳述における処分庁の説明）、会合における出席者の発言内容の正確性・真実性について、当時の総務省担当者はメールで出席をした各団体に対して会合記録の内容確認を行っていること、会合記録の公開の可否は出席した各団体に対して確認していなかったこと、会合記録を作成した総務省担当者の認識としては、会合記録は各団体向けの備忘録という位置付けであったことが認められる。」<sup>xvi</sup>

ウ 審査会の答申において不開示事由該当と判断した行政機関（総務省）

上記のとおり、総務省は、原処分において、会合記録を不開示としており、筆者は審査請求で会合記録の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、総務省審査会は、要旨、次のとおり、公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行

政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断して不開示処分を妥当とした。

「不開示部分には、特定法人の名称及び違法再委託事案への対応状況が具体的に記載されているほか、違法再委託事案に係る地方公共団体からの現状報告、参加者による討議内容、特定法人に対する今後の調査予定、今後の納税義務者への対応方針等が具体的かつ詳細に記載されていると認められる、特定法人の違法再委託問題への対応状況の具体的かつ詳細な説明内容の文書は、総務省のウェブサイト等において公表していない旨の説明があった。」

xvii

### (3) 検討

豊島区の審理員意見書及び審査会の答申はほぼ同じ判断内容であるが、不開示処分を取消すべきと判断するにあたり、会合記録に対外的な公開を禁止、制限することを示す発言及び注記がなく公開の可否の確認もなかったこと、出席者の発言内容の正確性・真実性につき確認が行われていること、適宜要約されたもので備忘録という位置づけであったこと等を指摘している。

一方、総務省審査会は、不開示処分を妥当と判断するにあたり、違法再委託事案及び納税義務者への対応等が具体的に記載されていること、特定法人の違法再委託問題への対応状況の具体的かつ詳細な説明内容の文書は、総務省のウェブサイト等において公表されていないこと等を指摘している。

このように、会合記録の記載内容についての評価の違い、他の手段による公表の有無、文書の性質等が、会合記録の不開示処分の妥当性判断が分かれた要因であると考えられる。

## 第5 対象文書の追加特定

### 1 審査請求手続における対象文書の追加特定

情報公開請求の審査請求手続においては、対象文書の追加特定を求めることができ、実際に総務省審査会の活動概況には、特徴のある事件として、「文書等の特定を争う事件」が挙げられており<sup>xviii</sup>、審査会の調査審議においても、追加特定すべき対象文書の存否について調査が行われている。

対象文書の追加特定を求めるということは、実施機関が対象文書を一部不存在と判断している部分につき、そのほかに対象文書として存在すると考えられる部分があるので、その部分の追加特定を求めるということであり、当初の開示請求の範囲を超えて対象文書の追加特定を求めるということではない。

対象文書の特定につき、問題となるのは、開示請求の範囲を恣意的に狭く解釈して、求めている文書を請求対象文書から外してしまい、不存在とする運用である。また、全部不存在としないまでも、開示の対象とすべき複数の文書のうちの一部の文書、あるいは、ある文書の一部だけを請求対象と特定して、そこだけを開示することも違法な運用とされている。

以下、筆者が行った情報公開請求の審査請求手続における対象文書の追加特定について紹介する。

### 2 審査請求後の実施機関及び処分庁の対応

筆者は、番号法第10条第1項に違反して委託元の承諾を得ずに特定個人情報を取扱う事務を再委託して特定個人情報が大量漏洩した事案、他人になりすまして個人番号カードを詐取した事案及び他人になりすまして特別定額給付金オンライン申請をして特別定額給付金を詐取した事案並びに地方公共団体内部において特定

個人情報を外部に無断送信して特定個人情報大量漏洩した事案等につき、情報公開請求を行い、審査請求で対象文書の追加特定を求めた。

なお、東京都台東区、埼玉県羽生市及び埼玉県ふじみ野市は、情報公開請求の請求権者が地方公共団体内の在住、在勤、通勤している者に限定されていたことから、情報公開請求ではなく任意の情報提供申出等の手続によらざるを得ず、審査請求ができなかった。石川県能登町も同様に請求権者が限定されていたが、地方公共団体内に在住している方からの協力が得られたため、審査請求を行うことができた。

審査請求において対象文書の追加特定を求めると、改めて実施機関が対象文書を追加特定して、開示不開示等の決定をした地方公共団体及び行政機関もあれば、追加特定すべき対象文書は他に存在しないという対応をした地方公共団体及び行政機関もあった。

その後も、審査会の調査を経て、さらに対象文書の追加特定がなされることもあった。なお、埼玉県東松山市、和光市、深谷市等は、他に対象文書は存在しないとして審査請求の取下げを求めてきたことがあったが、上記のとおり審査会の調査を経て、さらに対象文書の追加特定がなされる可能性があるにもかかわらず、審査請求の取下げを求めることで上記の可能性を没却させるおそれがあることからすれば、不適切な運用というべきであると考えられる。

### 3 追加特定すべき対象文書の存否につき、審査会で調査を行った地方公共団体及び行政機関

筆者は、審査請求書、弁明書に対する反論書、審査会諮問後の意見書、審査庁意見陳述及び審査会意見陳述等において他に存在すると考えられる対象文書を指摘するようにしており、その指摘も踏まえてほとんどの審査会では追加特定すべき対象文書の存否につき調査を行っている。その

結果、総務省、東京都墨田区、川崎市、熊本市、埼玉県深谷市、埼玉県熊谷市、岩手県釜石市、石川県能登町等では、審査会の調査を経て、対象文書が追加特定されて開示不開示等の決定がなされた。

例えば、埼玉県深谷市は、他の地方公共団体及び行政機関から番号法第 10 条第 1 項に反して委託元の許諾を得ずに特定個人情報扱う業務を再委託して特定個人情報大量漏洩した事案についての想定問答が開示されていたことから、筆者が同様の想定問答の有無につき指摘したところ、審査会の調査を経て同様の想定問答が存在することが判明して対象文書として追加特定されたことがある。

対象文書の追加特定については、理屈上は原処分を審査請求人に有利変更して、請求日後に作成、取得された文書を対象文書として追加特定することは不可能ではないが、情報公開請求は請求日時点において存在する文書が対象文書として特定されるものであるから、実際には請求日後に作成、取得された文書は対象文書として特定されない。筆者も、川崎市に対する情報公開請求の審査請求において、請求日後に作成、取得された文書であっても原処分を審査請求人に有利変更して、請求日後に作成、取得された文書を対象文書として追加特定することは可能であるから、審査会でも調査されたいと主張したことがあるが、やはり予想通り調査はされなかった。

審査会における追加特定すべき対象文書の調査は、審査会から実施機関及び処分庁に対して書面で照会をして回答を得るという方法が採用されていることが多いのではないかと推測されるが、東京都墨田区は審査会の事務局職員をして、実際に実施機関の書棚を探索させて追加特定すべき対象文書を発見している<sup>xix</sup>。このような追加特定すべき対象文書の探索方法も参考にされてよいのではないかと考える。

なお、石川県鳳珠郡能登町は、情報公開

請求の審査請求手続において、2014 年の行審法改正により導入された審理員審理を適用除外としていないため、審理員審理の手続であった。そして、審理員意見書<sup>xx</sup>では対象文書の追加特定を求める筆者の審査請求を棄却すべきとの意見であったが、審査会の答申<sup>xxi</sup>では調査の結果、対象文書が追加特定されて、裁決は審査会の答申に沿った内容であった。

このように、情報公開請求の審査請求手続につき、審理員審理が適用除外となっていない地方公共団体において、審理員意見書と審査会の答申とで結論が異なった場合に裁決ではどのように判断されるか、という問題もあるのではないかと考えられる。おそらく、審査会の答申に沿って裁決がなされるのではないかと考えられるが、そもそも情報公開請求の審査請求手続において審理員審理を適用除外としていない地方公共団体は少ないことからすれば、事例の集積は期待しにくいものがあるように思える（情報公開・個人情報保護審査会委員経験交流フォーラム<sup>xxii</sup>でも質問を試みたが、参加者の中では事例のある地方公共団体はなさそうであった。）。

#### 4 対象文書の追加特定を求めることは不適法とした事例

筆者が審査請求において対象文書の追加特定を求めたことに関して、審査会の答申ではないが、不適法であるとした事例があるので、以下紹介する。

東京都江戸川区は、審査会の調査を経て、他に追加特定すべき対象文書は存在しないとして、対象文書の追加特定を求める部分は棄却すべきとの審査会の答申<sup>xxiii</sup>を受けて、裁決では他に追加特定すべき対象文書の存否を検討して存在しないとした上で、対象文書の追加特定を求める部分は不適法であり、却下するとした<sup>xxiv</sup>。

筆者の対象文書の追加特定については、上記「第5」「1」のとおり、もともと開示請求書の文言から対象文書として特定され

るべきものが他にあるのではないか（特定漏れがあるのではないか）ということから追加特定を求めたものであるが、上記江戸川区と豊島区の事例からすると、もともとの開示請求書の文言を超えて別の文書を対象文書として追加特定するよう求めているように捉えられたのかもしれない。この点については、誤解があるようであれば、審査請求手続の中で適時に説明をすることが必要になるかもしれないと考えられた。

#### 5 対象文書の追加特定はできないものと審理員及び審査会が考えていた事例

筆者が審査請求において対象文書の追加特定を求めたことに関して、審理員及び審査会が対象文書の追加特定はできないものと考えていた事例があるので、後記「第6」 「3」 「(5)」と重複するところがあるが、以下紹介する。

東京都豊島区は、情報公開請求の審査請求手続において審理員審理を適用除外としていないため審理員審理がなされたが、審理員意見書<sup>xxv</sup>において対象文書の追加特定を求める部分は、処分の量的増加を求めるものとして不適法であり、却下すべきとの意見であった。

また、筆者は、さいたま市に対する情報公開請求の審査請求では対象文書の追加特定と不開示処分の取消しを求めている。審査請求提起後は、実施機関が対象文書を追加特定して開示不開示等決定をして、審査会へ諮問された。

当時のさいたま市の審査会は、会長（学者）1名、弁護士委員3名、行政経験者委員1名で構成されており、審査会意見陳述の案内の送付を受けて筆者は審査会意見陳述の申立てをして審査会意見陳述が実施された。

審査会意見陳述当日、筆者がひととおり意見陳述を終えると、弁護士委員のうち1名から、なぜ対象文書の追加特定を求めるのか、別途情報公開請求をすればいいでは

ないかという質問がなされたり、会長から審査請求書に対象文書の追加特定を求めるとことは書いていないではないかという問いかけがなされたりした。

これらに対しては、本稿23頁「第6」 「3」 「(5)」なお書にも記載しているが、筆者から審査請求では対象文書の追加特定を求めることはできること、他の地方公共団体の審査会でも対象文書の追加特定についての調査審議をしていること、審査請求書の審査請求の趣旨等に対象文書の追加特定を求めることを書いていたこと等を反論した。

そうすると、上記委員及び会長からは、他の地方公共団体のことは知らない、審査請求で対象文書の追加特定を求めることはできないと考えているし、追加特定しないので、意見として述べておく等との発言があった。

結局、さいたま市の審査会意見陳述は平行線に終わったので、後日、さいたま市の審査会の考えが誤りであることを主張する意見書とともに、対象文書の追加特定につき調査審議した他の地方公共団体の審査会答申を複数提出した。

さいたま市の審査会は、答申では、審査会として対象文書の追加特定はせず、実施機関に対して他に対象文書として追加特定すべき文書がないか検討するよう求める結論を出していた<sup>xxvi</sup>。

これは、審査会の委員が情報公開請求の審査請求について誤解をしていたか、無理解であった事例であろうと考えられるが、審査会として実施機関の対象文書の特定に関する主張の妥当性については判断を示すべきであったものとする。

## 第6 口頭意見陳述

### 1 審査庁意見陳述と審査会意見陳述

情報公開請求の審査請求手続においては、審査庁意見陳述と審査会意見陳述の2つの

口頭意見陳述の機会がある。ただし、必ず口頭意見陳述が実施されるとは限らない。

筆者は、地方公共団体に対する情報公開請求の審査請求手続においては、上記2つの口頭意見陳述いずれも申し立てることとしており、筆者自身の経験を踏まえて上記2つの口頭意見陳述について紹介する。

## 2 審査庁意見陳述

(1) 審査庁意見陳述は、審査庁が主宰する口頭意見陳述であり、実施機関や処分庁の担当部署に直接質問をする機会であるが（行審法第31条第5項）、審査会意見陳述と異なり審査会の委員に意見を聴いてもらう機会ではない。

(2) 審査庁意見陳述は、申立てをしなければ実施されない。筆者は、申立てを失念しないように、審査請求書に行審法第31条第1項に基づき口頭意見陳述の申立てをすることを記載するようにしている。

川崎市及び埼玉県本庄市は、審査庁意見陳述の意向確認の案内を送付してきたので、そのときに審査庁意見陳述の申立てをするか選択することができる。

審査庁意見陳述の申立てがあった場合、行審法第31条第1項ただし書に該当する場合を除いて、審査庁意見陳述を実施しなければならない。

東京都江戸川区は、審査庁意見陳述の申立てをすると、通常は審査会意見陳述を案内していてその方が審査請求人の意向に整合すると考えられるが、あえて審査庁意見陳述の申立てをする趣旨であるか照会してきたので、審査庁意見陳述と審査会意見陳述の両方を申し立てることを回答したことがある。

なお、筆者は、埼玉県熊谷市に対する情報公開請求の審査請求手続において、審査庁意見陳述を申し立てていたが、実施機関側で審査会意見陳述の申立てをしていたものと誤解していた（としか考えられない電話口での対応であった）ため、審査庁意見陳述と審査会意見陳述の

両方を申立てしている旨を説明し、いずれも実施させたこともある。

(3) 次に、審査庁意見陳述にあたって、補佐人帯同許可申請を行うか、事前に質問事項を作成して提出しておくか検討することになる。

川崎市は、審査庁意見陳述の意向確認とともに、補佐人帯同許可申請を行うか、質問事項の事前提出をするか確認している。

補佐人帯同許可申請をする場合、補佐人の氏名、住所、職業及び補佐人帯同を必要とする理由等を記載した補佐人帯同許可申請書を提出して行う。補佐人は、審査請求をしている案件について専門的知見、詳しい知見を有する者等が適していると考えられる。

補佐人帯同許可申請につき、審査庁の許可があった場合、審査庁意見陳述において審査請求人は、補佐人とともに出頭することができるが、補佐人が単独で出頭して意見陳述をしたり、審査請求人の意思に関係なく補佐人自身の判断で意見陳述及び質問をしたりすることはできない。

筆者は、知り合いの弁護士に依頼して補佐人帯同してもらったことがあり、役割分担して意見陳述や質問を行うことができた。

質問事項を事前に作成して提出するかについては、事前に作成して提出しておいた方が良いのではないかと考えられる。筆者は事前に作成して提出することにしていて、質問事項を事前に作成して提出することにより、審査庁意見陳述の際に、どのように回答するか実施機関に対策を講じられてしまう可能性も否定できないが、質問事項を事前提出せずに当日質問をして、実施機関側から確認しないと分からない等の回答が繰り返されると審査庁意見陳述を申し立てた意味がなくなってしまうように思えるか

らである。

質問事項を事前に作成するにあたっては、審査請求における争点を意識して作成することが必要である。例えば、対象文書の追加特定を求めているのであれば、どのような対象文書が他に存在すると考えられるのかを質問事項に組み込むことになる。

筆者は、審査庁意見陳述を有益なものとするべく、対象文書の追加特定については、法令上作成されていると考えられる対象文書、他の地方公共団体及び行政機関の開示資料と比較して存在すると考えられる対象文書及び既に開示された資料を検討して他に存在すると考えられる対象文書の有無を質問事項に組み込むようしたり、不開示処分の取消しを求めている場合には不開示事由該当性に関する事実の有無等を質問事項に組み込むようにしたりしている。また、筆者は、質問事項を作成するときは、審査会意見陳述で陳述する内容を意識しながら作成するようにしている。

例えば、筆者の岩手県釜石市に対する情報公開請求は、地方公共団体内部から職員が特定個人情報情報を外部に送信して特定個人情報大量漏洩した経過がわかるもの一切であるが、開示された資料を検討すると、特定個人情報漏洩した本人に対する謝罪文やそれに類する書類があるのではないかと考えられたことから、質問事項に組み込んで当日質問したところ、存在するとの実施機関からの回答がなされたことがある。

- (4) 審査庁意見陳述当日は、指定された時間までに指定された場所に到着するようにして、本人確認される場合に備えて身分確認書類を持参すると良い。審査庁意見陳述の場合、市役所等で案内係の職員に審査庁意見陳述の会場へ案内してもらえる。なお、筆者が行った審査庁意見陳述については、開始時間までは空い

ている会議室で待つように指示され、審査庁意見陳述の会場の扉の前等で待たされることはなかった。

審査庁意見陳述では、進行役の職員、記録係の職員に加えて、実施機関や処分庁の担当部署の職員（課長、課長補佐、係長等の職員が出席していることがほとんどである。）が出席する。

審査庁意見陳述が始まると、まず職員から意見陳述の流れ、注意事項等の説明がある。

その後、審査請求をした趣旨及び理由並びに審査庁意見陳述を申し立てた理由等の説明を求められることが多いので、それらを陳述する。陳述時間を指定されないこともあるが、概ね 10 分か 20 分は陳述時間を確保してくれることが多かった。補佐人帯同する場合には、補佐人と役割分担して陳述してもよい。

そして、事前に提出した質問事項に沿って、質疑応答を行う。当日の実施機関側からの回答を踏まえて、現場判断で追加質問をすることもあるので、その回答のメモを取りながら質疑応答を行う。補佐人帯同する場合には、補佐人と役割分担してもよい。

東京都豊島区は、情報公開請求の審査請求手続において審理員審理を適用除外としていないため審理員審理であったが、審査庁意見陳述には審理員も出席して、進行役を担っていた。また、審査庁意見陳述において実施機関の職員が曖昧な回答をしたときには、明確に回答するよう促す等、的確な進行をしていた。

なお、審査請求人側としては、意見陳述及び質疑応答の際に、行政側に対する不平、不満等を述べるだけの場にならないように留意する必要がある。審査庁意見陳述はもともとそのような場ではないし、争点と関連性のない陳述であるとして、陳述制限される可能性もある（行審法第 31 条第 4 項）。

(5) 審査庁意見陳述を終えた後は、審査庁意見陳述の記録の送付を求めておく方が良いと考えられる。これにより、自身の陳述内容や質疑応答の内容を後から確認でき、審査会意見陳述に備えることができるからである。

(6) 筆者が、埼玉県熊谷市に対して行った「2016年に埼玉県熊谷市の夫婦が親族名義の個人番号カード申請書を不正入手して、同親族になりすまして個人番号カードを詐取した事件の経過がわかるもの一切」の情報公開請求の審査請求手続における審査庁意見陳述は実際に以下のとおり行った。

ア 審査請求は2021年9月21日付で提起し、審査庁意見陳述の日程は、2021年12月17日（金）に決まり、質問通告書の提出を求められたので、同月7日頃には質問通告書を提出した。

審査請求では、対象文書の追加特定と非公開部分のうち、個人番号カード詐取時の受取時の状況、言動、既決犯罪通知書、個人番号カード事務処理状況、発言内容等の非公開処分の取消しを求めている。

そして、公開資料を検討して、対象文書については、個人情報保護委員会からの指導、立入検査、勧告及び命令等の権限行使に関する文書、熊谷市としての原因分析、再発防止策等の検討に関する文書、番号制度を所管する国の機関とのなりすましの原因分析、再発防止等についての協議、審議等に関する文書、刑事記録、なりすましをした者に直接対応した職員からの聞き取り記録、熊谷市議会から交付された文書及び記録等の存在が考えられたので、質問通告書に質問事項として記載した。

また、非公開処分の取消しに関しては、公開により、どのような個人の権利利益が侵害されるか、非公開部分が個人の情報として保護されるべき必要

性が高いとする理由等を質問事項として記載した。

イ 審査庁意見陳述は、2021年12月17日（金）午前9時55分から、熊谷市役所本庁舎3階会議室302で行われた。

午前9時30分頃に市役所に到着すると、控室に通され、時間になると会場に案内された。入口から会議室に入ると、審査請求人の席があり、正面には処分庁の職員がいて、記録係の職員もいた。処分庁からは、市民部市民課の課長及び副課長、江南行政センターの所長と主査が出席していた。

はじめに、進行役の職員から口頭意見陳述の流れ、注意事項の説明があった。その後、審査請求の趣旨を簡潔に陳述してほしいとのことであったので、5分程度で他に存在すると考えられる対象文書の追加特定を求めるとともに、非公開部分のうち個人番号カード詐取時の受取時の状況、言動、既決犯罪通知書、個人番号カード事務処理状況、発言内容等の非公開処分の取消しを求めることを陳述した。

その後、事前に提出した質問通告書に沿って、質疑応答を行った。

対象文書については、個人情報保護委員会からの指導、立入検査、勧告及び命令等の権限行使に関する文書に関してはそれら権限行使がされていないため存在しない、熊谷市としての原因分析、再発防止策等の検討に関する文書に関しては事務処理要領の再確認を行い要領を逸脱した事務処理を行っていないか等の事務処理手順のチェックを行った、番号制度を所管する国の機関とのなりすましの原因分析、再発防止等についての協議、審議等に関する文書に関しては協議、審議等をしていないため存在しない、刑事記録は捜査機関から提供を受けていないため存在しない、なりすましをした者に直接対

応した職員からの聞き取り記録に関しては直接対応した職員に詳しい経緯の聞き取りを行ったので記録は存在する、熊谷市議会から交付された文書及び記録は存在しない、との回答であった。

非公開処分の取消しに関しては、公開により個人の人格に直接結びつく重要なプライバシー権を侵害することになる、なりすましの原因を分析し再発防止につなげるための情報として公開する公益的利益と非公開とすることで保護される個人の権利利益を比較して個人の権利利益を保護する必要性が高いと判断した、個人に関する情報についてはその違法性の有無にかかわらず保護すべきであるとの回答であった。

このように質疑応答を行い、審査庁意見陳述は午前10時35分に終了した。  
ウ なお、後日、口頭意見陳述聴取結果記録書が筆者のもとへ送付された。

### 3 審査会意見陳述

(1) 審査会意見陳述は、審査庁意見陳述と異なり、審査請求について調査審議して答申という形で判断を示す審査会の委員に意見を聴いてもらう機会である。実施機関や処分庁の担当部署の職員は同席しないことがほとんどであるが、埼玉県深谷市は、審査会意見陳述に実施機関の職員が同席して、実施機関の職員も意見を述べる機会がある。

(2) 審査会意見陳述は、申立てをしないと実施されない。審査会意見陳述については、審査庁意見陳述よりは意向確認の案内が送付されることがあり、川崎市、さいたま市、東京都墨田区、埼玉県深谷市等は審査会意見陳述の案内を送付していた。

ただし、審査会意見陳述は、申立てをしても実施されるか否かについては、根拠法令における規定等（義務規定であるか裁量規定であるか等）にも左右されるところがあり、例えば東京都情報公開・

個人情報保護審査会は口頭意見陳述を実施しないとしているほか、横浜市情報公開・個人情報保護審査会や総務省情報公開・個人情報保護審査会は、申立てをしてもほとんど審査会意見陳述を実施していないようである。

筆者は、基本的に関東近辺の地方公共団体であれば、根拠法令等を確認した上で審査会意見陳述を申し立てるようにしている。

(3) 審査会意見陳述に向けた準備として、審査庁意見陳述と同様に、審査会意見陳述においても補佐人帯同許可申請をすることができる。

審査庁意見陳述と同様に補佐人帯同許可申請をする場合、補佐人の氏名、住所、職業及び補佐人帯同を必要とする理由等を記載した補佐人帯同許可申請書を提出して行く。補佐人は、審査請求をしている案件について専門的知見、詳しい知見を有する者等が適していると考えられる。

例えば、教科書採択関係書類に関する情報公開請求の審査請求手続における審査会意見陳述において、請求人本人では十分な陳述をなしえない点、具体的には教育行政学の学者には子どもの学習権及び親・教師の教育内容決定権と教科書選択について、他の市町村での採択過程と公開の実情について明らかにしてもらい、出版関係の労働組合員には教科書についての営業活動の現状と採択過程公開による影響について、公開による教科書作りへのメリットについて明らかにしてもらい、学校の教員には現場の教員としての立場から採択理由不明のまま特定教科書を使用することの問題点、教員の教科書に対する考え方への影響などについて明らかにしてもらい、という理由で補佐人帯同許可申請をした例もある。

補佐人帯同許可申請につき、許可があ

った場合、審査会意見陳述において審査請求人は、補佐人とともに出頭することができるが、補佐人が単独で出頭して意見陳述をしたり、審査請求人の意思に関係なく補佐人自身の判断で意見陳述及び質問をしたりすることはできない。

筆者は、知り合いの弁護士に依頼して補佐人帯同してもらったことがあり、役割分担して意見陳述を行うことができた。

前述の教科書採択関係書類に関する情報公開請求の審査請求手続における審査会意見陳述の例では、請求人は公開請求をした動機、提出書面の補充点、特定自治体の教育委員会を含む市政の問題点、学校教育と市民、父母、教員と教育行政のあり方等について陳述する、教育行政学の学者は教育行政学の専門家として、教科書採択と情報公開の諸問題につき、争点にかかわる理論的問題と他の自治体などの具体例を通して総合的に陳述する、弁護士は法律家として、また各地の情報公開問題に立ち会ってきた経験から、条例とその運用上の問題点に関して当該案件に即して陳述する、市民は市民の立場から、また自己の情報公開をめぐる経験例や各地の実例を具体的に陳述する、という役割分担をして意見陳述を行っている。

一方、審査庁意見陳述と異なり、質問事項を事前に作成して提出するわけではない。審査会意見陳述が実施される頃には、既に弁明書及び反論書等で主張反論のやり取りがなされているほか、審査庁意見陳述を行っている場合には実施機関からなされた回答もあるので、それらを踏まえて審査会意見陳述で陳述する内容を検討しておくことになる。

筆者は、実施機関との主張反論のやり取り、審査庁意見陳述において実施機関からなされた回答、行審法第38条第1項に基づき物件提出要求を行って提出さ

れた物件、他の地方公共団体及び行政機関における原処分内容、既に実施機関から開示された資料並びに他の地方公共団体及び行政機関から開示された資料等を踏まえて陳述内容を検討するようにしている。また、他の地方公共団体及び行政機関から開示された資料、他の地方公共団体の審査会の答申及び裁決等、審査会意見陳述で言及する資料等は事前に提出している。

(4) 審査庁意見陳述と同様、審査会意見陳述当日は、指定された時間までに指定された場所に到着するようにして、本人確認される場合に備えて身分確認書類を持参すると良い。また、市役所等で案内係の職員に審査会意見陳述の会場へ案内してもらえる。なお、筆者が行った審査会意見陳述については、審査庁意見陳述と同様、開始時間までは空いている会議室で待つように指示され、審査会意見陳述の会場の扉の前等で待たされることはなかった。

審査会意見陳述では、審査会の委員に加えて、審査会事務局職員（事務手続説明の職員、記録係の職員等）が出席する。

審査会意見陳述が始まると、まず事務局職員から意見陳述の流れ、注意事項等の説明がある。

それから審査請求人の意見陳述が始まるので、事前準備に沿って陳述する。陳述時間は指定されないこともあるが、15分や20分等と陳述時間を指定されることもあった。

審査会意見陳述では、必要に応じて事前に提出した資料の見方、読み方等を補足することもある。意見陳述の時間が指定されている場合には、時間内に陳述を終えられるようにする。補佐人帯同する場合には、補佐人と役割分担して陳述してもよい。

なお、審査請求人側としては、審査庁意見陳述と同様、行政側に対する不平、

不満等を述べるだけの場にならないように留意する必要がある。ただし、対象文書の追加特定、不開示事由該当性等に関して有効な陳述内容を考えることはなかなか難しい。

意見陳述後には、審査会の委員から陳述内容も含めて審査請求に関して質問されることがある。筆者が経験した中では、例えば事前提出した資料の見方が分からないので教えてほしいという質問をされたときには資料の見方を補足説明したことがある。ほかにも、対象文書の探索方法としてどのようなものかを考えているかとの質問をされたときには事前提出した他の地方公共団体の審査会答申における対象文書の探索方法を指摘して参考にしてほしいと説明したこともある。

このような質疑応答から、審査会の委員の問題意識がうかがえることもある。

- (5) 審査会意見陳述を終えると、その後は審査会が調査審議をして答申をすることになるが、審査会によっては意見陳述を踏まえた主張書面の提出の予定があるか尋ねられることがある。

埼玉県深谷市の審査会は、審査会意見陳述までの経過を踏まえて最終主張書面の提出の予定があるかの意向確認をしており、筆者は最終主張書面を作成して提出したことがある。

なお、本稿 17 頁「第 5」「5」のさいたま市に関する事例のことであるが、筆者は、さいたま市の審査会意見陳述において、対象文書の追加特定を求めたところ、審査会としては対象文書の追加特定はできないと考えていて、対象文書の追加特定はしないと言われたことがある。おそらく審査会の調査審議のあり方について誤解をしていたのではないかと考えられるが、審査会意見陳述の現場で対象文書の追加特定はできることを指摘するとともに、審査会意見陳述後に他の

審査会の答申を複数提出して、対象文書の追加特定はできるし、実際に行われていることを指摘する書面を提出したこともある。審査会の委員の言動に誤解等があると考えられる場合にはこのような対応も必要になると実感した出来事であった。

- (6) 筆者が、埼玉県熊谷市に対して行った「2016 年に埼玉県熊谷市の夫婦が親族名義の個人番号カード申請書を不正入手して、同親族になりすまして個人番号カードを詐取した事件の経過がわかるもの一切」の情報公開請求の審査請求手続における審査会意見陳述は実際に以下のとおり行った。

ア 審査請求は 2021 年 9 月 21 日付で提起し、前述のとおり審査庁意見陳述は 2021 年 12 月 17 日（金）午前 9 時 55 分から午前 10 時 35 分で行われ、審査会意見陳述は同日午後 1 時過ぎから行われた。

既に午前中に審査庁意見陳述を行っていて熊谷市役所にいたので、そのまま時間通りに会場に到着した。

イ 入口から会議室に入ると、審査請求人の席があり、正面方向に審査会委員 3 名が出席していた。審査会の委員 1 名は弁護士であったが、会長及びもう 1 名の委員の属性は不明であった。なお、進行役及び記録係の職員も出席していた。

はじめに進行役の職員から口頭意見陳述の流れ、注意事項の説明があり、その後、筆者が意見陳述することとなった。

まず、5 分程度で口頭意見陳述を申し立てた理由を陳述した。番号制度のもとでなりすましができた事件は複数あるほか、番号法第 10 条第 1 項に違反して委託元の許諾を得ずに個人番号を扱う業務を再委託して特定個人情報漏えいしたという事案について情報

公開請求、審査請求をする中で、熊谷市においてはほかにも対象文書として追加特定すべき文書、記録が存在すると考えられることから対象文書の追加特定を求めるとともに、取消しを求めている非公開処分についても非公開事由に該当しないことについて審査請求書、意見書での主張に加えて、意見陳述で補足するべく、口頭意見陳述を申し立てたことを陳述した。

そして、対象文書の追加特定については、番号法第10条第1項に違反して委託元の許諾を得ずに個人番号を扱う業務を再委託して特定個人情報が大量漏えいしたという事案についての情報公開請求では、事件に対する市民、国民からの問合せに行政機関としてどのように回答するかを記載した想定問答が対象文書として特定されたことから、成りすましによる個人番号カード詐取の事件につき市民、国民からの問合せにどのように回答するかを記載した想定問答が存在すると考えられ、そのような文書が存在するのであれば対象文書として追加特定すべきであることを陳述した。

また、熊谷市のほか、東京都江戸川区、石川県鳳珠郡能登町、埼玉県ふじみ野市においても、なりすましにより個人番号カードが詐取されたり、特別定額給付金が詐取されたりする事件が発生していることから、番号制度下においてなりすまし事件が発生した自治体、個人情報保護委員会等により、事件への対応等を検討した会合が開催されていることが考えられ、そのような文書、記録が存在するのであれば、対象文書として特定すべきであることも陳述した。

そのほか、審査庁意見陳述における実施機関のなりすましをした者に直接対応した職員からの聞き取り記録は存

在するとの回答及び事務処理要領の再確認を行い要領を逸脱した事務処理を行っていないか等の事務処理手順のチェックを行ったとの回答から、同記録及び事務処理要領を対象文書として追加特定すべきであることを陳述した。

一方、非公開処分の取消しについては、特定個人情報という重要性の高い情報を扱う場面において、なりすましがなされて関係者のプライバシー権のほか、番号制度についての安全性、番号制度に対する市民・国民の信用に脅威がもたらされたことからすれば、市民・国民のプライバシー権侵害の防止、番号制度に対する市民・国民の信頼回復のため、なりすましについての問題点を検討して、番号制度に対する国民の信用を回復するべく、具体的な受取時の状況、言動、発言内容等を公開する必要性、公益的な利益は大きいことを陳述した。

また、熊谷市におけるなりすましにより個人番号カードが詐取された事案は報道されて広く知れ渡っていること、受取時の状況、言動、発言内容等はまさになりすまし行為をしている場面であり、欺罔行為そのもので、詐欺罪、有印私文書偽造・同行使罪、番号法違反の罪等の構成要件に該当する明らかな違法行為であるから、このような明らかな違法行為に関する情報について非公開処分にして保護すべき利益など存在しないことも陳述した。

さらに、なりすましが発生したふじみ野市の情報任意的公開回答書を事前提出資料として提出しておき、公開しない部分は、被告訴人の氏名、生年月日、年齢、なりすまされた者の氏名、電話番号、生年月日、口座番号、口座名義とされており、受取時の状況、言動、発言内容等は公開しない部分とはされていないことから、他の地方

公共団体との比較も踏まえて、受取時の状況、言動、発言内容等は非公開事由には該当しないことも陳述した。

筆者の意見陳述の後、対象文書の追加特定については、審査会の委員から特に質問はなかった。弁護士の委員から、先ほどの非公開処分の取消しに関する陳述につき、なりすましにより個人番号カードを詐取することは違法であるから、個人識別情報としての要保護性は減退するという主張ですか、という質問があったので、そのとおりであると述べた。また、当該なりすましの事案は報道されて知れ渡っているから、非公開とされている部分も既に公になっているのではないかという趣旨の主張ですか、との質問もなされたので、そのとおりであると述べた。

ウ このように意見陳述及び審査会委員との質疑応答をして、審査会意見陳述を終えた。時間は概ね30分から40分であった。

特定個人情報の各漏洩事故を契機に、一定数の地方公共団体及び行政機関に対して情報公開請求及び審査請求をすることになったので、請求人の立場から審査請求手続にみられた問題点を探り、適正な制度運用及び充実した審理を実現するために今後の運用の在り方を考察することを企図した。

情報公開請求の審査請求については、ほとんどの案件で弁護士の関与がなく、そのために主張立証が不十分であったこと、審査請求人側に弁護士の積極的な関与が増え、多くの弁護士、当事者に審査会の手続についての理解を深めていただくことは審査会の判断の質の向上につながる、との指摘もある<sup>xxvii</sup>。

このような指摘も踏まえて、対象となった地方公共団体及び行政機関は限られていたものの、実際の審査請求手続の在り方、口頭意見陳述の在り方、審査会の手続等についての情報は多くはないように思われるので、それらを共有する意義は大きいと考えられることから、報告した次第である。

以上

## 第7 結語

i 情報公開に関する連絡会議申合せ 不服申立て事案の事務処理の迅速化について 平成17年8月3日

ii 令和5年度は54件（総務省情報公開・個人情報保護審査会令和5年度活動概況21頁）、令和4年度は28件（総務省情報公開・個人情報保護審査会令和4年度活動概況21頁）、令和3年度は36件（総務省情報公開・個人情報保護審査会令和3年度活動概況22頁）である。

iii 森田明「論点解説 情報公開・個人情報保護審査会答申例」216頁（日本評論社、2016年）

iv 総務省情報公開・個人情報保護審査会平成

29年度活動概況21頁、総務省情報公開・個人情報保護審査会 平成29年度（行情）答申第527号

v 令和3年11月18日 深谷市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申） 深谷市情報公開審査会答申第5号

vi 前掲注 i

vii 日本弁護士連合会行政訴訟センター「行政不服審査法の実務と書式〔第2版〕」81頁（民事法研究会、2020年）

viii 前掲注 vii 83頁 84頁

ix 令和3年3月19日 江戸川区情報公開条例第18条の2の規定に基づく諮問について（答

申)

x 令和3年4月20日 公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について(答申)(3川情個第3号)

xi 令和4年4月28日 総務省情報公開・個人情報保護審査会 令和4年度(行情)答申第10号、令和4年8月4日 総務省情報公開・個人情報保護審査会 令和4年度(行情)答申第168号、令和4年8月4日 総務省情報公開・個人情報保護審査会 令和4年度(行情)答申第169号

xii 令和元年12月3日 審理員意見書 元豊審理員発第34号

xiii 令和2年12月22日 豊島区行政不服審査会 答申第19号

xiv 令和3年6月22日 墨田区行政不服審査会 答申(諮問番号:令和元年度諮問第3号)

xv 一般財団法人 行政管理研究センター「季報 情報公開個人情報保護第52号」1頁2頁(平成26年)

xvi 令和4年3月31日 審理員意見書 3豊審理員発第37号、令和5年3月1日 豊島区行政不服審査会 答申第27号

xvii 令和3年12月9日 総務省情報公開・個人情報保護審査会 令和3年度(行情)答申第400号及び同第401号

xviii 令和5年度は情報公開160件、個人情報保護30件(総務省情報公開・個人情報保護審査会令和5年度活動概況4頁)、令和4年度は情報公開130件、個人情報保護34件(総務省情

報公開・個人情報保護審査会令和4年度活動概況4頁)、令和3年度は情報公開68件、個人情報保護34件(総務省情報公開・個人情報保護審査会令和3年度活動概況4頁)の件数となっている。

xix 前掲注xiv

xx 令和4年3月4日 能登町行政不服審査会への諮問等について(通知) 総第985号 審理員意見書

xxi 令和4年5月11日 能登町行政不服審査会 答申書

xxii 情報公開・個人情報保護審査会委員経験交流フォーラムは、広く全国の情報公開制度、個人情報保護制度の運用等に携わっている審査会、審議会の委員、事務局職員、その他情報公開・個人情報保護制度に関係する方々の参加を得て開催するものであり、同フォーラムを通じて、新たな制度の理解の促進を図るとともに、国・地方における審査会、審議会の委員及び事務局職員等の中で、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る運用上の諸課題について、意見交換を行うこと等を開催趣旨としている。

xxiii 前掲注ix

xxiv 令和3年8月16日 裁決書 21総法送第26号

xxv 前掲注xii

xxvi 令和3年12月24日 答申書 さ情審査答申第211号

xxvii 前掲注vii87頁